



山形県公報

平成20年5月16日(金)
第1942号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                    |                           |
|------------------------------------|---------------------------|
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | ( 経営安定対策課 ) ...699        |
| 家畜伝染病発生の届出.....                    | ( エコ農業推進課 ) ...700        |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ... 同     |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                 | ( 置賜総合支庁農村計画課 ) ... 同     |
| 同.....                             | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同     |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                 | ( 同 ) ...701              |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....            | ( 森 林 課 ) ... 同           |
| 道路の区域の変更.....                      | ( 村山総合支庁北村山建設総務課 ) ...705 |
| 県道の供用の開始.....                      | ( 同 ) ... 同               |
| 道路の区域の変更.....                      | ( 置賜総合支庁西置賜建設総務課 ) ...706 |
| 建設業者等の許可の取消し.....                  | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ... 同     |
| 県道の供用の開始.....                      | ( 同 ) ... 同               |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....           | ( 都市計画課 ) ... 同           |
| 県証紙売りさばき所の変更.....                  | ( 出 納 局 ) ...707          |
| 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....              | ( 同 ) ... 同               |

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                                                   |   |
|-------------------------------------------------------------------|---|
| 山形県人事委員会規則14 - 4 ( 委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則 ) の一部を改正する規則..... | 同 |
|-------------------------------------------------------------------|---|

### 公 告

|                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| 一般競争入札の公告.....               | ( 情報企画課 ) ...709   |
| 農地保有合理事業の実施に関する規程の変更の承認..... | ( 経営安定対策課 ) ...711 |
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....    | ( 病院事業局 ) ... 同    |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第489号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程 ( 昭和36年12月県告示第1001号 ) の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45%」を「年0.50%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年3月19日から適用する。

- 2 平成20年3月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第490号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所             | 発生年月日    |
|----------|-------|-----------|----|------------------|----------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患畜        | 1  | 最上郡最上町大字向町1575-2 | 平成20.5.5 |

## 山形県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名        | 住所               |
|----------|-----------|------------------|
| 理事       | 柏 倉 公 次 郎 | 西村山郡大江町大字橋上118番地 |

## 山形県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
井の下土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字小国小坂町三丁目6番地
- 3 認可年月日  
平成20年5月2日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日

平成20年5月1日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第494号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営藤島地区土地改良(地域水田農業支援緊急整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良(藤島地区地域水田農業支援緊急整備)事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成20年5月20日から同年6月17日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第495号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

新庄市大字萩野字大以良川2875 - 3、2875 - 6から2875 - 8まで、3309 - 57

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡金山町大字朴山字朴山871 - 1、872 - 1、872 - 3、872 - 5、873 - 2、873 - 4、873 - 5、1067 - 2から1067 - 8まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡最上町大字向町字前森1563 - 16、1563 - 176

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡最上町大字富沢字狐塚2535 - 15

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡最上町大字富沢字狐塚2186-81

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡最上町大字本城字城山1341 - 1、1341 - 2、1434 - 1、1434 - 8、1435

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡舟形町堀内字荒田2571 - 4、字大畑3716、3718
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡金山町大字金山字魚清水2145
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字及位字赤倉沢山590 - 1、590-3から590 - 6まで、1610
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字及位字大六郎沢山601、671 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡真室川町大字大沢字漆坊4480 - 1 から4480 - 4 まで、4511

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡真室川町大字内町字内町140、872 - 9、889 - 3、字古城874、878、896 - 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡真室川町大字大滝字前山727

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡鮭川村大字中渡字新淵845 - 1、845 - 2、1651、1652、字八石1867 - 1 から1867 - 3 まで、1867 - 7、1867 - 8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字角川字籬沢1863 - 1、1864、1864 - 1、1864 - 2、字田代821 - 4

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字籬沢1864 - 2
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに係る市役所及び関係役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年 5月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成20年 5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路 線 名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 尾花沢市大字高橋字高橋 1 番から<br>同 大字富山元関谷字梅ノ木539番 2 まで | 旧    | 19.6 メートル<br>と<br>8.6 | メートル<br>108 |
| 同 上                                         |      | 25.1 メートル<br>と<br>6.0 | メートル<br>112 |
| 同 上                                         | 新    | 19.6 メートル<br>と<br>8.6 | メートル<br>108 |

山形県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年 5月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成20年 5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字高橋字高橋 1 番から  
同 大字富山元関谷字梅ノ木539番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 5月16日

## 山形県告示498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年5月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長      |
|---------------------|---|------|------------------|---------|
| 長井市九野本字西善並3346番地1から |   | 旧    | 18.0メートル         | 510メートル |
| 同 字善並3943番地まで       |   |      | 10.4             |         |
| 同                   | 上 | 新    | 18.0メートル<br>11.0 | 同上      |

## 山形県告示第499号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 処分をした年月日  
平成20年5月8日
- 2 処分をうけた者
  - (1) 商号 有限会社富樫砂利
  - (2) 主たる営業所の所在地 鶴岡市切添町3番17号
  - (3) 代表者の氏名 佐藤 明夫
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 19）第701220号
- 3 処分の原因となった事実  
有限会社富樫砂利の代表取締役が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第25条第1項第14号の規定により懲役2年の刑に処せられたことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

## 山形県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年5月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 酒田市高見台二丁目1番7から  
同 入船町10番142まで
- 3 供用開始の期日 平成20年5月18日

## 山形県告示第501号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 組合の名称  
河北町ひな市通り東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地

西村山郡河北町谷地戊82番地

## 3 設立認可の年月日

平成12年2月29日

## 4 変更認可の年月日

平成20年5月16日

## 山形県告示第502号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名   | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |               | 承 年 月 日 認 日 |
|------------------------|---------------------|---------------|-------------|
|                        | 変 更 前               | 変 更 後         |             |
| 株式会社マツキ<br>代表取締役 松木 紀昌 | 長井市緑町7番45号          | 同 左           | 平成20. 5. 9  |
|                        | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝2198番地   | 同 左           |             |
|                        |                     | 村山市大字本飯田118番地 |             |

## 山形県告示第503号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                             | 所 在 地         | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日   |
|---------------------------------------|---------------|------------|-------------|
| 株式会社さくらんぼド<br>ライビングスクール<br>代表取締役 岡田 誠 | 村山市大字本飯田118番地 | 同 左        | 平成20. 4. 20 |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月16日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

別表第1山形市市長部局の項中「職員課に置くもの」を「管財課に置くもの」に、「管財課(財産管理に関する事務を担当するものを除く。)」を「職員課(職員の人事に関する事務を担当するものに限る。)」に、「業務名を冠する主幹(秘書課に置くものに限る。)」を「主幹(秘書課に置くもので秘書に関する事務を担当するものに限る。)」に、

|   |            |                          |                 |
|---|------------|--------------------------|-----------------|
| 「 | 福祉文化センター   | 所長、副所長                   | を               |
| 」 |            |                          |                 |
| 「 | 福祉文化センター   | 所長                       | に、              |
| 」 |            |                          |                 |
| 「 | 清掃工場       | 場長                       | を               |
| 」 |            |                          |                 |
| 「 | 清掃工場       | 場長、副場長（立谷川清掃工場に置くものに限る。） | に、              |
| 」 |            |                          |                 |
| 「 | 市民会館       | 館長、副館長                   | を               |
| 」 |            |                          |                 |
| 「 | 市民会館       | 館長                       | に、              |
| 」 |            |                          |                 |
| 「 | 保健センター     | 所長、副所長                   | を               |
|   | 市民活動支援センター | 所長                       |                 |
| 」 |            |                          |                 |
| 「 | 保健センター     | 所長                       | に改め、同表山形市教育委員会事 |
| 」 |            |                          |                 |

務局の項中「業務名を冠する主幹（学校教育課に置くもの（管理に関する事務を担当するものを除く。）に限る。）を「主任指導主事（学校教育課に置くもので学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を担当するものに限る。）主幹（管理課に置くもので給食センターに関する事務を担当するものに限る。）」に改め、「事務次長」を削り、同表鶴岡市市長部局の項中「政策調整室長」を「危機管理監、次長、政策調整室長」に改め、「契約管財室長、危機管理室長」及び「経営対策室長」を削り、「地域医療連携室」を「事務部」に改め、同表鶴岡市会

計課の項中 「課長」 を 「会計管理者、課長、主幹」 に改め、同表酒田市市長部局の項中

|   |        |                                                        |                 |
|---|--------|--------------------------------------------------------|-----------------|
| 「 | 平田総合支所 | 支所長、課長、主幹                                              | を               |
|   | 市立酒田病院 | 病院長、副院長、診療部長、看護部長、事務部長、薬局長、課長、副看護部長、課長補佐（管理課に置くものに限る。） |                 |
| 」 |        |                                                        |                 |
| 「 | 平田総合支所 | 支所長、課長、主幹                                              | に改め、同表寒河江市市長部局の |
| 」 |        |                                                        |                 |

項中「秘書係長」を「職員主査」に改め、同表寒河江市会計課の項中 「課長」 を

「会計管理者、課長、主幹」に改め、同表上市市長部局の項中「秘書に関する事務を担当するもの」を削り、

同表長井市市長部局の項中「、室長」を削り、同表天童市市長部局の項中「看護師長」を「総看護師長」に改め、  
 同表天童市会計課の項中 「課長」 を 「会計管理者、課長」 に改め、同表東根市の項中

|           |           |   |
|-----------|-----------|---|
| 教育委員会事務局  | 教育長、次長、課長 | を |
| 学校給食共同調理場 | 所長        |   |

「教育委員会事務局 教育長、次長、課長」に改め、同表尾花沢市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長、室長、主幹」に改め、同表南陽市市長部局の項中「主幹(政策主幹を除く)」を「室長、主幹」に改め、同表金山町町長部局の項中

|    |            |   |
|----|------------|---|
| 病院 | 院長、副院長、事務長 | を |
|----|------------|---|

|     |            |                 |
|-----|------------|-----------------|
| 診療所 | 所長、副所長、事務長 | に改め、同表最上町町長部局の項 |
|-----|------------|-----------------|

中「、室長」を削り、同表最上町教育委員会事務局の項中「、生涯学習主幹」を削り、

|          |      |   |
|----------|------|---|
| 学校給食センター | 所長   | を |
| 幼児センター   | 事務局長 |   |

|          |    |                 |
|----------|----|-----------------|
| 学校給食センター | 所長 | に改め、同表高畠町町長部局の項 |
|----------|----|-----------------|

中「主幹」を「監、主幹」に、「事務長」を「事務長、主幹」に改め、同表高畠町教育委員会事務局の項中「課長」を「課長、主幹」に改める。

別表第2中 「酒田地区クリーン組合」 を 「酒田地区広域行政組合」 に改める。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県新給与等システム開発運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム(15階)
- (2) 日 時 平成20年6月26日(木) 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県新給与等システム開発運用業務 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成23年9月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあつては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (5) 過去5年以内に国、他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、職員の給与に関するシステムの設計開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上であるものに限る。）として当該業務を受託した場合を含む。）を証明できること。
  - (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
  - (7) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
  - (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県政策推進部情報企画課業務企画・開発担当 電話番号023(630)3336
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 落札者の決定方法
    - イ 次に掲げる要件をすべて満たす者のうち、落札者決定基準（技術評価基準）により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。
      - (イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
      - (ロ) 提案書の内容に落札者決定基準（技術評価基準）で指定する必須記載項目がすべて含まれていること。
    - ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。  
なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。  
さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
  - ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、県は調査を実施し、調査の結果落札

者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は県の行う調査に協力すべきこととする。

二 落札決定のときまでに3の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

- (2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を700点、価格点を300点とする。  
 (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準(技術評価基準)に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。  
 (4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

価格点 = 300点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証明する書類(共同企業体にあつては、3の(4)、(8)及び(9)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。)を事前に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。  
 (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。  
 (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
 (4) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and operation of the information system for personnel, pay and benefits 1 set  
 (2) Time-limit for tender : 11:00A.M. June 26, 2008  
 (3) Contact point for the notice : Information Planning Division, Policy Promotion Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-3336

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年5月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

財団法人やまがた農業支援センター  
 山形市緑町一丁目9番30号

2 農地保有合理化事業の実施地域

山形県における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

3 農地保有合理化事業の種類

- (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業  
 (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業  
 (3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業  
 (4) 法第4条第2項第3号に規定する農業生産法人出資育成事業  
 (5) 法第4条第2項第4号に規定する研修等事業

4 承認年月日

平成20年5月8日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年5月16日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
A重油 (JIS 1種 2号) 4,600キロリットル (予定数量)
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課用度係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年 3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番地の1
- 5 随意契約に係る契約金額 85.05円 (1リットル当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第21条の14第1項第 8号該当

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤          | 正         |
|------------|------------|-----|-------|------------|-----------|
| 平成20. 2. 8 | 第1915号     | 145 | 下から 4 | はぐみ<br>育み、 | はぐ<br>育み、 |